明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○容器保安規則等の一部を改正する省令（経済産業四三）　一
〔告　示〕
○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示（経済産業一〇九）　一九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、日本たばこ産業共済組合定款の一部変更、第四十三回下水道技術検定実施、第三十一回下水道管理技術認定試験実施関係　三六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四〇
会社その他
会社決算公告　五〇

省令

○経済産業省令第四十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、及び同法を実施するため、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月八日

経済産業大臣　世耕　弘成

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。